

コロナ禍で施設等での留置き死亡事例を検証し感染症の計画にいかせ

【迫議員】はじめに、新型コロナウイルス感染症対策の医療提供体制について質問させていただきます。

知事は、「入院が必要な患者はすべて入院していただいている」と議会などで答弁されてきました。しかし、高齢者1,340人が第6波から8波の間に亡くなられ、そのうち自宅で57人、高齢者入所施設で217人、合計278人が入院できずに死亡されましたが、医療にアクセスできた人、できていない人が混在しているとみられます。京都府は、全死亡例の一人ひとりの詳細なデータを公表されていません。議会・委員会などで検症や結果を求めても、「一人一人調べている」と述べながら入院コントロールセンターがいつ診断し、どういう判断で施設に留め置いたのかなどの検証記録は、一向に明らかにされていません。その結果はいつ公表されるのですか。お答えください。

また、専門家会議資料の「新型コロナ感染症患者の入院医療及び療養体制について」を読みましたが、そこには「救急車を呼んだが入院できずに送り返された」とか「コントロールセンターや救急隊から『延命措置』の有無を確認された」という訴えまであり、延命措置を望む人が事実上排除された疑いがあります。「高齢者や基礎疾患のある人は原則入院」というルールが適切に適用されなかったのではないかと、途中でルールを変更したのではないのですか。いかがですか。お答えください。

入院待機ステーションは、当初と違い、府が公表した臨時的医療施設として、医療スタッフを確保して「110床」をフル稼働させ、受け入れ病院との役割分担の工夫をしていれば、高齢者施設での留め置きや必要な方が入院できなかった事態は発生しなかったのではないのでしょうか。患者数が増えていた時期になぜ活用されなかったのですか。お答えください。

【知事：答弁】新型コロナウイルス感染症の医療提供体制についてでございます。

新型コロナ対策につきましては、変異株への置き換わりなどを踏まえ、その都度必要な見直しを行い、入院コントロールセンターの体制強化、受け入れ医療機関などの確保や拡充、施設等における診療体制の確保や感染対策の推進など、状況に応じて臨機応変に取り組んできたところでございます。

これまでの対応につきましては、3年余りに渡ります幅広い分野での対応と取り組みの成果や課題につきまして、現在検証を進めているところでございます。

基礎疾患のある方や高齢者が感染された場合の対応につきましては、令和3年10月の国通知におきまして、感染が拡大した際、医師が入院の必要がないと判断した場合には、施設を含む自宅等での療養として差し支えないとされております。

入院医療コントロールセンターでは、医師がこの通知を踏まえながら、基礎疾患の有無やコロナの症状だけではなく、食事や水分が取れないなどの全身の状態も考慮した上で一人一人の療養方針を判断し、入院が必要な患者は入院していただいたところでございます。

入院待機ステーションにつきましては、医療機関への搬送が困難なケースに対応する一時的な受け入れ施設として、令和3年8月に設置し、医療行為も可能な臨時的医療施設としたほか、介護スタッフを配置し高齢者など介護が必要な方も利用しやすい環境とするなど、受け入れ体制の充実を図ってまいりました。その結果、これまでに529人の方に利用いただくなど、入院待機ステーションの活用によって感染拡大時の病床の逼迫等に対応してきたところでございます。

いずれいたしましても、今後とも市民の皆様の命と健康を守ることを第一に対応してまいりたいと考えております

【迫議員：再質問】いま答弁の中で検討・検証している、成果等も含めて検討を進めているということなんですけども、現実にはまだそれらのことが明らかにされてきておりません。

コロナで亡くなった方の実態の発表について、京都府警本部の検視における新型コロナウイルス感染症の陽性者で亡くなった方の人数、これは令和3年度、4年度、そして5年度9月までの行政区別年代別にきっちりと作成して発表されています。

ところが京都府はいまだに発表されていません。実際にあった対応であったのかを判断していく。また今後の計画を作っていくためにも公表をしっかりと行っていく。このことが必要だと思いますけれどもいかがでしょうか。

また留め置きが増えたのは、入院は重症化リスクの高いものに重点化するとして、入院させる必要がある患者以外は自宅療養を基本とすると2021年に変えてから「原則入院」のルールが変わっているんじゃないかと、はっきりと認めるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。お答えください

【知事・再答弁】まず死者の数につきましては、その都度というか、トータルの形としてはなかったんですが、その都度最新の時点につきましては、議会等でも答弁しているところでございますけれども、この時点で申し上げますと、令和2年1月30日に府内で初めての患者が発生してから、5類移行前の今年の5月7日までの数値を申し上げますと、私どもの把握しております死者数につきましては、全体1,674人ということでございまして、高齢者施設でお亡くなりになられた方は228名、自宅でお亡くなりの方は63名という形で把握しております。なお検証につきましては、先ほど申し上げた通り、幅広い分野についての対応を検討しているところでございます。

それから自宅療養についての方針の変更につきましては、先ほど答弁しましたように、国の通知によりまして入院が必要じゃない方については、高齢者施設も含めた自宅等での療養も可能ということを受けまして、それを受けて我々としては入院医療コントロールセンターにおきまして、お一人お一人の症状等もきめ細かく医師が判断した上で、療養方針を決定し入院が必要と判断した方につきましては、入院していただくように対応したところでございます。

【迫議員：指摘・要望】現実には（入院）医療（コントロール）センターの先生がみていたということをおっしゃいますけども、その前に（高齢者）施設で（医師が）これは入院が必要だという形で送っている、そういう方々が（入院できずに）返されたという事実がありますので、これはしっかりと検証の中でも見ていただきたいと思います。京都府では多くの方が自宅・施設に留め置かれて亡くなっています。亡くなられた方全員の状況を速やかに公表するべきだと思います。

感染症対策を進めるためにも、一人一人の検証がしっかりと表されなければ、今後の問題がしっかりと対応できない、このことは指摘をしておきます。

猛暑による農作物の高温障害に対する緊急対策を求める

【迫議員】次に、農業についてです。

今年の夏の高温障害などの影響で、農作物の生育に甚大な被害が生じています。特に府北部地域では

野菜農家はネギの芽がとける病気になる。またレタスが球を結ばない。またニンジンの芽が出てこないなど、多くの野菜類が生育不良で、野菜価格は高騰しているが取引できるような生産量でなく、多くの就農者が赤字で困っています。こういう状況により、農家の中には「もうやめたい」という声が出されております。

このような被害状況をしっかりと把握するためにも補正予算編成を含めた、高温障害への支援策を講じる必要があると考えます。

そこで伺います。

一つは、機器整備や土壌改良、肥料対策などの支援策も行いつつ農業経営を継続させる対策をしっかりと講じる支援策を実施すべきです。また、相談窓口を設置し、具体的な声を聞き対策を講じることです。いかがですか？

二つは、コメの価格対策です。

府北部では、「コメの収穫量が例年の3割減」「一等米が農協で6割から7割、産地組合では2割以下」で、質量とも例年を大きく下回り、大幅な収入減少が避けられない状況です。これまでも肥料や農薬、農業資材、燃料価格などの高騰が、コメ農家の経営を直撃してきました。やっとコロナ禍による米価の下落から回復しつつありましたが、今回、丹後では1等米の価格が、30キロ6500円で現在の資材や燃料の高騰をコメの販売価格に転嫁できません。このまま推移すれば、来年度以降の農業経営が継続できない状況です。

集落営農組織などを対象にした日本農業新聞の、景況感調査で、農産物価格に生産コスト高騰分の転嫁が「全くできていない」との回答が7割以上であり、コスト高騰に見合う農家手取りの米価は、約7割が30キロ当たり7000円以上とあります。資材高騰への対策では、「資材高騰に対する価格補てん」が48.9%と最多。また「生産コストを抑えるための技術や機械の導入」が6.4%です。京都府でも米価を引き上げる支援策を実施すべきと考えますがいかがですか？

さらに、先ほど述べたように野菜農家にも被害が出ています。そこで伺います。実情を把握し、コメと野菜の価格対策が必要と考えますが、いかがですか？

【知事：答弁】 農業の高温障害対策についてでございます。

農業者を取り巻く環境は、コロナ禍による需要の低迷や、肥料燃料高騰により収益性の悪化が続く中、今年夏の記録的な高温に伴う農作物の収量の減少、品質の低下が加わり、経営危機が厳しさを増しております。

京都府では需要拡大や生産コストの削減に向け、累次の補正予算を活用して、燃油を削減するための省エネ機器の導入や、栽培技術の高度化、肥料低減のための土壌診断に基づく土壌改良や適正施肥の推進、農業者と食品加工業者などのグループによる新商品開発や販路開拓による収益確保など、生産と販売の両面から持続的な経営改善につながる府独自の支援を実施してまいりました。

本年6月及び9月の定例会でご議決いただいた予算では、省エネルギー化に役立つ施設栽培での空調設備や、米の等級を上げる出荷調整機械の導入を支援しており、今後頻発が予想される高温障害に対しましても、一定の効果が期待できると考えております。

また被害を受けた農業者に対しましては、農業改良普及センターを核とした「京の農業応援隊」が窓口となり、効果的な高温対策が図れるよう設備の有効な活用方法などにつきまして伴走支援を行っております。

さらに地球温暖化の進行を踏まえ、高温障害対策を強化していく必要があると考えておりまして、支

援研究機関が中心となって、高温に強い品種や ICT を活用した栽培技術の開発などに、積極的に進めまして、生産現場での実用化を目指してまいりたいと考えております。

次に米や野菜の高温障害にともなう収量の減少に対しましては、収入保険制度への加入が重要なことから、加入促進につながる掛け金の引き上げや団体加入割引の創設など、弾力的な運用と保障の充実を引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。今後とも農業者に寄り添い全力で支援することにより、京都府の農業をしっかりと支えてまいりたいと思っております。

今、収入保険制度につきまして掛け金の引き上げと申し上げました。すみません。掛け金の引き下げの間違いでございます。謹んで訂正いたします。

【迫議員：指摘・要望】 いろいろな対策をされているということですが、実際に補正予算も組んでそれらに対応していくことが必要だと思います。新潟県では、もう今回の高温・渇水による被害を受けた農業者等の経営継続を支援するための低利資金を設定するとともに、相談窓口も設置したということですが、京都府もしっかりとそういう点で農業者への対策をやってほしい、これを要望して終わります。